

令和2年5月1日より

信用保証料・金利負担
最大ゼロ

神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業の皆さまに対し円滑な資金供給を行い、事業の継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。お取引のあるまたは最寄りの金融機関より、お申込みできます。

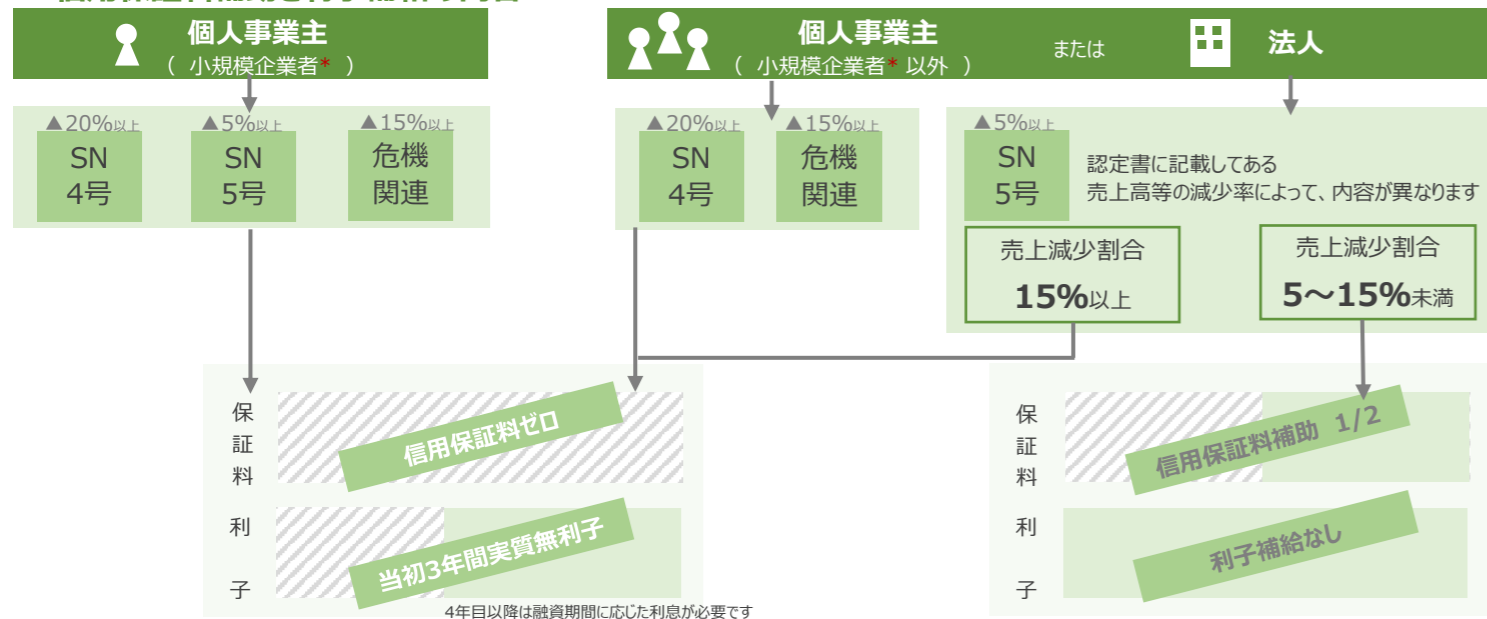
- **実質3年間無利子・無担保・据置期間は最大5年**の神奈川県中小企業融資制度です
- **信用保証料は1/2またはゼロ**です
- ご利用には、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定書が必要です

■ 対象要件

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
ご利用いただける方	セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者	セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者(※)	危機関連保証の認定を受けた中小企業者
融資限度額	4,000万円（本制度合算）		
資金用途	運転資金・設備資金		
返済方法	分割返済		
保証人	法人の代表者を除き原則不要（法人の代表者についても、一定要件①法人・個人分離、②資産超過を満たせば不要）		
融資利率	2年以内：1.2% 2年超5年以内：1.4% 5年超10年以内：1.6%	1年超5年以内：1.6% 5年超10年以内：1.8%	2年以内：1.2% 2年超5年以内：1.4% 5年超10年以内：1.6%
融資期間	10年以内	1年超10年以内	10年以内
据置期間	5年以内		
担保	原則として不要		
取扱期間	令和2年5月1日から12月31日までに保証申込受付をし、令和3年1月31日貸付実行した分まで		
金融機関によるモニタリング	要		

(※) 原油価格上昇要因は対象外です。

■ 信用保証料補助と利子補給の内容



* 小規模企業者とは・・・	常時使用する従業員数
製造業・建設業・不動産業・運送業 宿泊業・娯楽業 等	20人以下
卸売業・小売業・飲食業・サービス業	5人以下

※ 主な内容を掲載していますので、詳しくはお問い合わせください。

神奈川県信用保証協会 新型コロナウイルス

令和2年6月15日改訂

神奈川県内で事業を営む中小企業の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 信用保証のご案内

最大8億4,000万円の3階建ての信用保証で、
中小企業の皆さまの資金繰りをサポートします

(一般枠) 2億8,000万円 + (セーフティネット保証4号・5号) 2億8,000万円 + (危機関連保証) 2億8,000万円
= 8億4,000万円 (うち無担保2億4,000万円)

売上高等
20 %以上減少・・・
セーフティネット保証4号

売上高等
15 %以上減少・・・
危機関連保証

売上高等
5 %以上減少・・・
セーフティネット保証5号
【県】売上・利益減少対策融資 (新型コロナウイルス要件)

New
認定書の活用で、
保証料・金利負担が最大ゼロ
神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金

保証付融資は
県内金融機関からお申込みできます
お取引のあるまたは最寄りの金融機関へ
まずはご相談ください



神奈川県信用保証協会
イメージキャラクター「カナモ」

詳しくは中面へ

主な保証制度一覧

令和2年6月15日時点（※1）

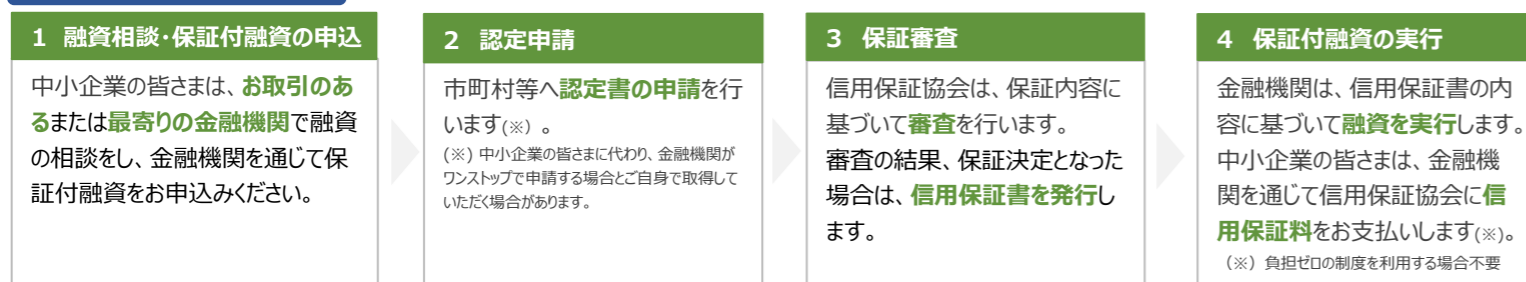
	一般保証（一般枠）		セーフティネット保証（別枠）				危機関連保証（別枠）	
	【県】売上・利益減少対策融資		セーフティネット保証4号		セーフティネット保証5号		危機関連保証	
	【新型コロナウイルス要件】		【県】新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）		【県】経営安定資金（セーフティネット保証5号）		【県】新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	
認定等	融資対象確認（申請）書		セーフティネット保証4号の認定書（原本または写し）		セーフティネット保証5号の認定書（原本または写し）		危機関連保証の認定書（原本または写し）	
認定等の取得先	取扱金融機関		市町村等の認定窓口		市町村等の認定窓口		市町村等の認定窓口	
ご利用いただける方	● 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高または売上総利益額（粗利益）が前年同月比で 5%以上 減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高または売上総利益額（粗利益）の合計が前年同月比で 5%以上 減少することが見込まれる中小企業者等		● 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で 20%以上 減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で 20%以上 減少することが見込まれる中小企業者等		以下の①または②に該当する中小企業者等 ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上 減少している中小企業者等 ② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち、20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者等		● 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で 15%以上 減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 15%以上 減少することが見込まれる中小企業者等	
売上高等 減少要件	▲5%以上		▲20%以上		▲5%以上		▲15%以上	
業種	全業種（保証対象業種に限る）		全業種（保証対象業種に限る）		全業種指定（保証対象業種に限る）		全業種（保証対象業種に限る）	
責任共有	対象（80%保証）		対象外（100%保証）		対象（80%保証）		対象外（100%保証）	
保証限度額（※2）	8,000万円		2億8,000万円		8,000万円		2億8,000万円	
資金使途	運転資金・設備資金		運転資金・設備資金		運転資金・設備資金		運転資金・設備資金	
融資利率	2年以内：1.2%以内 2年超 5年以内：1.4%以内 5年超 15年以内：1.6%以内		金融機関所定の利率		金融機関所定の利率		金融機関所定の利率	
保証期間	運転資金：10年以内 設備資金：15年以内		10年以内		10年以内		10年以内	
据置期間	1年以内		1年以内		1年以内		2年以内	
信用保証料率	0.17～1.04%		一律1.0%		一律0.85%		一律0.8%	
金融機関によるモニタリング	不要		不要		不要		要（※3）	

※1 主な内容を掲載していますので、詳しくは営業部・支店までお問い合わせください。

※2 保証限度額は、他の保証制度や他協会との合算があります。

※3 取扱金融機関は、本制度にかかる貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとします。ただし、危機指定期間中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではありません。

ご利用の流れ



Q&A

Q. 信用保証協会は、どういった組織ですか。

A. 信用保証協会法に基づいて設立された公的機関（認可法人）です。中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借入するときの「公的な保証人」となり、資金調達をサポートします。

Q. どの保証制度を利用したら良いですか。

A. 売上高の減少率等により、ご利用できる保証制度が異なります。金融機関担当者や資金繰り等についてご相談のうえ、当協会へ保証付融資をお申込みください。また、当協会の営業部・支店でもご相談をお受けしていますので、お客さまが事業を営む地域を担当する部署までご相談ください。

Q. セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証に必要な認定書は、どこで申請できますか。

A. 市町村の商工担当課等の窓口で、申請できます。申請に必要な書類等は、市町村の担当窓口でご確認ください。

お問い合わせ先

融資のお申込みに関するお問い合わせ		認定書に関するお問い合わせ	
神奈川県内の金融機関（都市銀行、地方銀行、第二地銀、信用金庫等）		各市町村の商工担当課等の窓口	
一般的な保証制度の内容に関するお問い合わせ		担当地区	平日 9:00～17:15
営業部	045-681-7178	横浜市（鶴見区を除く）	
川崎支店	044-222-7811	川崎市、横浜市鶴見区	
小田原支店	0465-23-0138	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	
横須賀支店	046-822-3821	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	
藤沢支店	0466-23-0792	藤沢市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町	
厚木支店	046-221-0633	厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	
相模原支店	042-752-0575	相模原市	
(休日相談窓口)	045-681-7174	休日は左記までご相談ください（神奈川県全域、9:00～17:00）	

信用保証料・金利負担が最大ゼロになる融資制度は裏面をご覧ください >>